

## 平成19年第4回海津市議会定例会

### ◎議事日程(第1号)

平成19年12月11日(火曜日)午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 一般質問
- 日程第4 報告第13号 平成18年度海津市土地開発基金の運用状況に関する書類の提出について
- 日程第5 議案第76号 平成19年度海津市一般会計補正予算(第3号)
- 日程第6 議案第77号 平成19年度海津市海津苑運営特別会計補正予算(第2号)
- 日程第7 議案第78号 平成19年度海津市南濃温泉水晶の湯運営特別会計補正予算(第2号)
- 日程第8 議案第79号 平成19年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計補正予算(第1号)
- 日程第9 議案第80号 平成19年度海津市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第10 議案第81号 平成19年度海津市老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第82号 平成19年度海津市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第83号 平成19年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第84号 平成19年度海津市介護老人福祉施設事業デイサービスセンター特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第85号 海津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第86号 海津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第87号 海津市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第88号 海津市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第89号 海津市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第90号 西南濃粗大廃棄物処理組合規約の一部を改正する規約について
- 日程第20 議案第91号 工事請負契約の締結について
- 日程第21 認定第5号 平成18年度海津市一般会計決算の認定について
- 日程第22 認定第6号 平成18年度海津市海津苑運営特別会計決算の認定について
- 日程第23 認定第7号 平成18年度海津市南濃温泉水晶の湯運営特別会計決算の認定について

て

- 日程第24 認定第8号 平成18年度海津市クレール平田運営特別会計決算の認定について
- 日程第25 認定第9号 平成18年度海津市月見の里南濃運営特別会計決算の認定について
- 日程第26 認定第10号 平成18年度海津市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について
- 日程第27 認定第11号 平成18年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計決算の認定について
- 日程第28 認定第12号 平成18年度海津市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第29 認定第13号 平成18年度海津市老人保健特別会計決算の認定について
- 日程第30 認定第14号 平成18年度海津市介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第31 認定第15号 平成18年度海津市下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第32 認定第16号 平成18年度海津市駒野奥条入会財産区会計決算の認定について
- 日程第33 認定第17号 平成18年度海津市羽沢財産区会計決算の認定について
- 

◎出席議員（20名）

1番	山田武君	2番	堀田みつ子君
3番	西脇幸雄君	4番	川瀬厚美君
5番	森昇君	6番	永田武秀君
7番	福井恭平君	8番	近藤輝明君
9番	山田勝君	10番	飯田洋君
11番	服部寿君	12番	伊藤善朗君
13番	浅井まゆみ君	14番	伊藤仁夫君
15番	松岡光義君	16番	水谷武博君
17番	星野勇生君	18番	藤田敏彦君
19番	渡辺光明君	20番	赤尾俊春君

---

◎欠席議員（なし）

---

◎地方自治法第121条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

市 長	松 永 清 彦 君	副 市 長	水 谷 敏 行 君
教 育 長	平 野 英 生 君	総 務 部 長	菱 田 正 保 君
総務部総務課長	大 橋 茂 一 君	総務部財政課長	福 田 政 春 君
企 画 部 長	横 井 五 月 君	企画部次長兼 秘書広報課長	森 賢 一 君
会 計 管 理 者	谷 芳 和 君	産 業 経 済 部 長	小 野 清 美 君
建 設 部 長	大 倉 明 男 君	水 道 環 境 部 長	舘 尋 正 君
水 道 環 境 部 水 道 課 長	日 比 正 廣 君	市 民 福 祉 部 長	佐 藤 博 章 君
市 民 福 祉 部 市 民 課 長	伊 藤 恵 二 君	市 民 福 祉 部 児 童 福 祉 課 長	平 野 敏 君
消 防 長	田 中 俊 澄 君	教 育 委 員 会 教 事 務 局 長	森 島 英 雄 君
教 育 総 務 課 長	渡 辺 良 光 君	監 査 委 員 会 監 事 務 局 長	菱 田 義 春 君
農 業 委 員 会 農 事 務 局 長	加 藤 賢 治 君		

---

◎本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	伊 藤 久 義	議 会 事 務 局 課 長 補 佐 兼 議 事 係 長	神 田 勝 広
議 会 事 務 局 課 長 補 佐 兼 庶 務 係 長	近 藤 和 子		

◎開会宣告

○議長（近藤輝明君） 定刻でございます。ただいまの出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、平成19年海津市議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（午前9時00分）

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（近藤輝明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において1番 山田武君、2番 堀田みつ子君を指名します。

---

◎会期の決定について

○議長（近藤輝明君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今定例会は、本日から12月21日までの11日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は、本日から12月21日までの11日間とすることに決定いたしました。

---

◎一般質問

○議長（近藤輝明君） 日程第3、一般質問を行います。

通告書を受理した順に発言を許可します。なお、答弁者は壇上にて答弁し、再質問があった場合は自席にて答弁をお願いいたします。

---

◇ 浅井まゆみ君

○議長（近藤輝明君） 最初に、13番 浅井まゆみ君の質問を許可します。

〔13番 浅井まゆみ君 登壇〕

○13番（浅井まゆみ君） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、2点にわたって質問させていただきます。

まず1点目に、5歳児健診の推進についてでございます。

平成17年4月1日に、発達障害者支援法が施行されました。その中で、国・都道府県、市町村の役割として、発達障害児に対して、発達障害の早期発見、早期支援、就学前の発達支援、学校における発達支援、その他の発達支援が行われるとともに、発達障害者に対する就

労、地域における生活等に関する支援及び発達障害者の家族に対する支援が行われるよう、必要な措置を講じることと定めています。

現在、本市においては、乳幼児健康診査は母子保健法第12条及び第13条の規定により、ゼロ歳、1歳半、3歳に行っていて、その後は就学前健診を行っていますが、3歳児健診から就学前健診までのこの期間の開き過ぎは、特に近年増加している発達障害にとって重要な意味を持っていると言われてしています。

発達障害は、早期発見・早期療育の開始が重要で、5歳程度になると健診で発見することができるのですが、就学前までの健診の機会がなく、ようやく就学前健診で発見されたのでは遅いと言われ、対応がおくるとそれだけ症状が進み、就学前健診で発見されても、親がその事実を受け入れるのに時間がかかって、適切な対応、対策を講じることなく子供の就学を迎えるために、状況を悪化させてしまっているといった現状があります。

全国に先駆け、鳥取県、栃木県では県内全市町村において、また長野県駒ヶ根市、香川県東かがわ市と三木町、静岡県御前崎市、熊本県城南町などが5歳児健診を実施しています。

厚生労働省による平成18年度研究報告書によれば、鳥取県の5歳児健診では9.3%、栃木県では8.2%もの児童が発達障害の疑いがあると診断されたものの、こうした児童の半数以上は、3歳児健診では何ら発達上の問題を指摘されていませんでした。報告書の結論として、現行の健診体制では十分に対応できないとしています。

本市においても、1歳半または3歳児健診において、毎回、四、五人の同障害と思われる子供さんが見つかるとお聞きしましたが、このときに発見できないこともあると思われます。

以上のことから、スクリーニングとして最適であり、かつ問題を抱えることが予想される就学前までに1年間の余裕を持てるような5歳児健診が、医学的にも社会的にも必要と考えられます。財政的にも厳しい中ではあると思いますが、早期発見で多くの子供たちを救うために、本市においても5歳児健診を実施すべきだと思いますがいかがでしょうか。

2点目に、発達障害児のサポート体制の充実についてでございます。

本年4月より特別支援教育が本格実施となり、教員とは別に学習障害や注意欠陥・多動性障害などの発達障害児の通常学級での学習や生活を手助けする特別支援教育支援員の計画的配置が行われています。さらに、発達障害などを抱える児童・生徒の学校生活に対するサポートを一層進めるため、文部科学省は地方自治体が公立幼稚園に専門の支援員を配置するための費用を来年度から補助する方針を固め、幼児期から支援員のケアを受けることができる体制の整備が必要と判断しています。

普通学級に通っている子供の5%程度が、軽度発達障害の範囲に属すると考えられており、その病気の特異性により、学校、社会生活を営む上でいろいろな問題を生じやすく、特にいじめや不登校の原因にもなっています。

本市においては、現在、特別支援教育アシスタントとして7名、学級支援員として10名、小・中学校へ配置されていますが、まだまだ十分ではないと考えます。全小・中学校への配置推進と、幼稚園・保育園へも支援教育のサポート体制の充実が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。また、教職員、保育士が同障害に対する理解を深めるための研修も必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

以上2点、市長、教育長にお尋ねします。

○議長（近藤輝明君） 浅井まゆみ君の質問に対する市長及び教育長の答弁を求めます。

初めに、市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 浅井まゆみ議員の御質問にお答えいたします。

1点目の、5歳児健診の実施についてのお尋ねですが、本市では、保育園・幼稚園児とも入園前に未就園児健診を受け、保育園・幼稚園入園後は年2回の定期健康診断と、小学校入学前の6歳時に就学前健診を行っております。

保育園・幼稚園では、児童の個別記録表を作成して、健康診断結果や成育記録等を管理し、児童個々に応じた指導を行い、保護者の理解を得ながら児童の成長を見守り、小学校入学前には、小学校の就学指導委員会に、幼稚園、保育園、障害児通園訓練施設の代表者も参加して、障害の見られる児童の状態について意見交換を実施しております。

他市町の5歳児健診は、問診、集団遊び、集団指導、診察が主な内容となっており、これは本市の保育園・幼稚園で行っている健康診断並びに成育記録の管理と内容が同様であります。したがって、その中で発達障害が見られる児童については把握できるものと判断しております。

今後は、全国的な流れや他市町の動向を見ながら、5歳児健診のあり方について検討してまいります。

2点目の、保育園の発達障害児のサポート体制の充実と保育士の研修のお尋ねですが、保育園においては、保育士が健診の結果や日常の園での子供の様子から、発達障害の兆候に気づくことがあります。ただし、自分の子供が発達障害だとわかると、親御さんは不安に駆られますので、発達障害でもちゃんと支援を受ければ安心であると思える環境が整備されていれば、保育園での気づきを保護者に伝えやすくなります。

こうしたことから、現在、まっぼっくり園などの障害児通園訓練施設へ通園しながら支援を受けておられるお子さんもいらっしゃいますが、さらに個別支援の必要のある子供を支援する仕組みについて検討してまいります。

また、保育士の研修体制については、岐阜県保育研究協議会が主催する障害児担当保育士研修や、初任保育士研修、中堅保育士研修、主任保育士研修等において、障害の見られる子

供とのかかわり方の研修が取り入れられております。この研修会には毎年計画的に参加をしており、今後も継続的に参加させていきたいと考えております。

以上、浅井まゆみ議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（近藤輝明君） 続きまして、教育長 平野英生君。

〔教育長 平野英生君 登壇〕

○教育長（平野英生君） 発達障害児のサポート体制の充実についての、浅井議員の質問にお答えします。

本市におきましては、発達障害と診断されたり、あるいは発達障害ではないかと思われたりする子供たちは、増加の傾向にあります。そこで本年度より、小学校1・2年生、いわゆる低学年や特別支援学級を中心に、児童が落ちついて学習ができるよう学級支援員10名を配置し、さらに教育上特別の支援を必要とする児童の教育の充実を図るため、新たに特別支援教育アシスタント7名を配置し、学級担任等との連携のもとに必要な支援を行っております。また、幼稚園においては学級に補助講師を配置し、担任との連携により、障害のある幼児が安定した幼稚園生活ができるように支援しております。

このようなサポート体制による支援員の実践や事業の評価を踏まえ、今後もサポート体制の充実を図るとともに、必要な支援員となる人材の確保など、発達障害児に対する教育の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、教職員の障害児に対する理解を深めるための研修についてでございますが、現在のところ、すべての小・中学校に特別支援教育コーディネーターが位置づけられ、このコーディネーターが中心となって、特別支援教育の基本的な考え方、事例研究等の研修を計画的に進めております。さらに平成20年4月、特別支援教育のセンター的な役割を果たす学校として、新しく海津特別支援学校の機能を活用し、教職員の発達障害児に対する理解の促進を図る研修等、一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上、浅井まゆみ議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（近藤輝明君） 再質問はございますか。

〔13番議員挙手〕

○議長（近藤輝明君） 13番 浅井まゆみ君。

○13番（浅井まゆみ君） ありがとうございます。

まず5歳児健診の件でございますが、保育園・幼稚園でそれぞれ健診は行っていると思うのですが、未就園児に対してはどうされておるのでしょうか。また、未就園児はどれくらいのお人数がおるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（近藤輝明君） 市民福祉部長 佐藤博章君。

○市民福祉部長（佐藤博章君） ただいまの御質問でございますが、未就園児は今現在、5歳

で市内で11名でございます。この未就園児の健診については、当然3歳児健診後、小学校の就学前まではございませんが、何せ全体で500名ほどの中の11名でございますので、その辺はまた今後の5歳児健診の取り組みの中で検討をしてみたいと思っております。以上でございます。

○議長（近藤輝明君） 再質問ございますか。

〔13番議員挙手〕

○議長（近藤輝明君） 13番 浅井まゆみ君。

○13番（浅井まゆみ君） 新しい施策とか事業とか始めるときは、必ずと言っていいほど市長の御答弁は近隣の動向を見られるという御答弁が多いようでございますが、他市町がやっているからやるというのではなく、いいものはどんどん取り入れて、我が市として特徴のあるものを子育て支援の一環としてぜひ取り入れていただきたいと思えます。

乳幼児医療費の無料化の件につきましても、他市町よりおこなっている現状でございます。今回、拡大されるということもお伺いしておりますが、まず初めに何でもやるということは勇気が要ることでございますが、何とか御検討の方をよろしくお願ひしたいということをお望みいたしまして、再質問とさせていただきます。以上です。

---

◇ 藤 田 敏 彦 君

○議長（近藤輝明君） 続きまして、18番 藤田敏彦君の質問を許可いたします。

〔18番 藤田敏彦君 登壇〕

○18番（藤田敏彦君） おはようございます。

議長の許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。質問相手は、いずれも市長でございます。

私は2点、よろしくお願いをいたします。

国道258号線の歩道設置について。

南濃町を南北に走る国道258号線は、桑名市から大垣市までの間、山崎地区、上野河戸地区のみ歩道が設置されていない。最近では、南部地区には東側に歩道ができました。パイプ式ガードレールが設置され、道路沿い雑草抑えのグリーンマットはよいアイデアではあるが、マットをとめるビスにはもう少し工夫をしてはどうかと思えます。ビスが抜けてパンクの原因になります。

さて、残されたこの2地区は、養老山地から東斜面にできた扇状地上にあり、国道の下を市道が走り、谷も数本あります。道路建設には、盛り土、切り土、架橋工事等で大変なコストがかかったと思われまふ。地形上、道路の西側にはふたなしの側溝があり、雨水等の処理の方法としてグレーチング等を併用してはどうか。今の現状では非常に危険であります。電

車による朝・夕・夜の通勤・通学等の自転車、歩行者のためにも何とかならないか考えていただきたい。

道路の東側は、将来の4車線化のために土地は当初から買収してあります。この地域の工事がおこなわれているのは、人口密度、歩道の利用頻度、架橋、盛り土等の工事費増に問題があるのか、国土交通省へは要望してあるのかお聞かせください。大きな事故が多発しないと行政は動かないでは困ります。必ず歩道の設置を実現してもらいたい。

2点目、市営温泉海津苑の指定管理者制度について。

このたび、市営温泉海津苑が立派にオープンいたしました。100円から500円への入浴料のアップ、お客様はどのように感じておられるのでしょうか。旧館の改装工事も来年の夏には完成の予定であります。「癒しの湯」がまた海津市の新名所になり、皆さんに親しんでいただければありがたいと思います。

さて、この新しい施設に指定管理者制度が導入されます。つまり、民間事業者でも議会による指定の議決を経て、公の施設の管理を行う指定管理者となることができる。住民へのサービスの向上、経費の節減には大変よい効果が出ると思います。私は、当初から海津苑運営委員として会議に参加をさせていただき、設計に対するプランニングについて、若い人が利用できる和洋折衷式の部屋を取り入れるとか、玄関先にキャノピーの設置等、私の意見を採用していただいたことを大変感謝しております。第2期工事も着々と進められております。宿泊施設、レストラン等が完成しますと、かなり多くのお客様が御利用されると思います。

そこで、宿泊客の食事、レストランのメニューに、海津市特産のお米はハツシモ、果物、ミカン、カキ、野菜等を使用し、パンフレットに載せること、温泉施設で使用する必需品は商工会を通して購入させてはどうか。以前の委員会で、私は市長にこの質問をしたことがあります。企業はもうけてもらわなければいけないからと言われました。それは十分理解できますが、100%海津市の農産物とか商工会のルートを通せとは、私は言いません。20%、いや30%でもよいから、指定管理者となりましたドルフィン株式会社との契約書に一行を書き加えてはどうか。海津市の市民、農業、商工会の発展のために、総工費10億円以上をかけての大事業であります。海津苑のオーナーは海津市民であり、当然、社長は松永市長であります。もっと自信を持っていただき、強気で契約に臨んでいただきたい。

以上であります。よろしくお願いをいたします。

○議長（近藤輝明君） 藤田敏彦君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 藤田敏彦議員の御質問にお答えいたします。

1点目の国道258号線の歩道設置についての御質問ですが、国道258号線は西濃地域と北伊

勢地域とを結ぶ重要な幹線道路であり、年々交通量が増加しております。しかし、市内を縦断する延長約11.7キロメートルにつきましては、いまだ2車線であり、しばしば交通渋滞が発生しているのが現状であります。

こうしたことから、海津市総合開発計画におきましても、利便性の高い道路網を整備するため、国道258号線の4車線化及び交通安全対策を早期に整備することを重要施策として位置づけております。国土交通省に対しましては、本年6月にも岐阜国道事務所との道路事業連絡調整会議におきまして、海津市内の4車線化の必要性を説明し、あわせて緊急性にかんがみ、交差点改良、歩道設置等の安全対策施設の整備を強く要望したところであります。

国土交通省におかれましても、こうした要望を受けて、さきに市報「かいづ」の9月号でお知らせしましたように、交通安全対策等の計画作成を目的として、駒野地区から羽沢地区延長1.8キロメートル、上野河戸地区から山崎地区延長1キロメートル、安江地区から吉田地区延長2キロメートルの合わせて延長4.8キロメートルの測量調査を実施中であります。

議員御指摘の山崎地区から上野河戸地区間の整備につきましては、本年の11月に山崎交差点の改良工事が発注され、上下線右折レーンの設置及び交差点から大垣方面の山崎北谷までの歩道が整備されることになり、1月から工事に着手する予定になっております。

除草作業につきましては、年2回実施されていますが、草木の繁茂により市道との交差点付近では見通しが悪い時期があることから、視点を確保するために昨年度防草シートが設置されました。御指摘の防草シートのビス抜けにつきましては、現状を把握しており、岐阜国道事務所に対し報告してありますので、現在、同事務所において改善方法が検討されております。また、グレーチング等の設置につきましても、歩道整備等の安全施設の要望を含めてまいります。

依然として財政状況は厳しく、国では道路特定財源の一般財源化など公共事業の見直しが行なわれておりますが、市民の皆様からも4車線化の早期実現の声を承っており、今後も引き続き強く要望してまいります。

2点目の海津温泉の指定管理者制度についてのお尋ねですが、宿泊客のお食事やレストランのメニューの食材につきましては、指定管理者であるドルフィン株式会社はその申請書に、海津へのこだわりメニューを中心に海津市産の農産物、加工品を使用することを提案しており、現在、売店で海津市産の商品を販売しております。

このことから、今後オープンします宿泊棟のレストランや宴席等の食事についても、海津市の特産品を積極的に取り入れられるものと考えております。メニュー等に海津市産使用を明記するよう提案していきたいと考えております。

次に、温泉施設で使用する必需品の購入につきましても、海津市内業者を優先すると提案されており、先ほどお答えしましたように、売店の商品の仕入れについては、現在90%が市

内より仕入れられております。また、他の資材についても、提案に沿って購入、取得されると思いますが、市内業者の皆様におかれましても、適正な営業活動をされることをお願いしたいと考えております。

なお、指定管理者との契約書については、海津産農産物等の優先使用の項目は入っておりませんが、先ほども申しましたように、指定管理者申請書に記載されておりますので、契約の信義則に基づいて実施されていくものと考えております。また、そのようにしていただくようにいたします。

以上、藤田敏彦議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（近藤輝明君） 再質問ございますか。

[18番議員挙手]

○議長（近藤輝明君） 18番 藤田敏彦君。

○18番（藤田敏彦君） 私も調査不足といいますか、そういうふうに進んでいるということは本当にありがたいと思います。

1点目の258号線は、本当に地元の切なる願いでございますので、安全・安心を目指す海津市としても、早急に進めていただきたいと思います。

海津苑の件でございますが、私もオープンしまして3回ほど入らせていただきました。本当にリラックスできて、広々としてすばらしい施設だと思います。今までスーパー銭湯へ行っておった方は、恐らく海津苑でとまってしまうのではないかと、私はそのように思います。

ドルフィン株式会社というのは、やはり今でいう人材派遣センターの親玉みたいなところでありまして、かなりのノウハウを持っていると、それで経験も豊かであると、そういう会社でありますので、かなり自信を持っておるのではないかと思います。実際、今、市長が言われました売店の商品を全部私は裏返して、裏を見てきました。そうすると、1社しかわかりませんでした。それはどういうふうの内容でなったかわかりませんが、一応商工会が入っているということで、それは理解できました。

やはりこれだけ大きな事業ですので、駐車場等で朝市のコーナーとか、そういうもののスペースを、定期的に特産物を販売できるコーナーを設けていただいて、年間どれだけいただくとか、そういう数字は聞いておりますが、それはなかなか市民の方には伝わらないことでもございまして、やはり目に見えたテント張りでもいいですから、そういうところへ農産物とか、そういうコーナーをぜひ置いていただきたいと、そのように思います。

それから、こんな立派な施設ですので、平均1,000人以上ということでもあります。ですから、今まで私も海津苑運営委員会に属しておりましたが、市長が答弁で、もうけていただかなければいけないということではあります。運営委員会の次にそれを監視する海津苑の監視委員会とか、そういうものをぜひつくっていただいて、最低月に1回意見交換会とか報告

会をぜひ開いていただきたいと。あまりもうけ過ぎだったら、これはまたちょっと考えなければいけませんから。

それから、ちょこちょこ小さいことでありますが、私がおふろに入った場合に、背中等に立派な彫り物がしてある方もお見えになったものですから、そういうものはどこに書いてあるかといいましたら、玄関のすぐ西側に小さな文字で、シールとか入れ墨等という注意を書いてあるわけですが、ああいう問題が出てきますので、ぜひ監視委員会をつくっていただいて、意見交換会とか報告会をやっていただきたいと思いますが、市長の御所見をお伺いしたいと思います。よろしく願いをいたします。

○議長（近藤輝明君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） ドルフィンさんが、先ほど申し上げましたように、海津市内のものを積極的に取り上げていきたいということで、それを今実行していただいております。それで、実はいちい荘というグループホームの方々が焼かれるパンも置きたいということで、それもどうぞ置いてくださいということでございますし、将来的に、先ほどおっしゃいました朝市なんかも、どういう形かわかりませんが、御検討はしておられるようでありますので、御報告を申し上げたいと思っております。

それから監視委員会は、藤田先生も民間の方でございますので、民間の方々に伸び伸び営業をしていただくということがまず肝要であろうかと思います。そして、そのことは議会の先生方に御報告をさせていただくということでも十分監視できるのではないかと、このように現在は考えているところであります。

以上、藤田先生の御答弁とさせていただきます。

○議長（近藤輝明君） 再質問ございますか。

○18番（藤田敏彦君） 結構です。ありがとうございました。

---

◇ 飯 田 洋 君

○議長（近藤輝明君） 続きまして、10番 飯田洋君の質問を許可します。

〔10番 飯田洋君 登壇〕

○10番（飯田 洋君） 議長のお許しをいただきまして、私は時間差出勤の導入について、市長のお考えをお尋ねいたします。

最近、平田町内の複数の市民の方から、「毎晩、特に2階は遅くまで電気がついていますが、職員さんもえらいですね」とねぎらいの言葉を聞きました。私も、平田庁舎の前を通るときには気にとめますが、10時過ぎまで部屋の明かりがついている日が多くあります。合併直後のときには職員の母親から、「うちの息子は毎日帰りが遅い。11時過ぎのときも多い。体も心配だが、仕事がそんなにあるのかしら」と心配する声も耳にしました。その直後

に、私も直接に仕事内容を見聞きしてその説明をし、安心、納得をしてもらったことがあります。

海津市行政改革推進の主な実践項目には、適正な定員管理の推進、人件費、物件費の抑制が上げられております。定員管理の推進においては、平成22年4月1日現在の目標数値545人に対し、本年4月1日現在で541人と、目標数値を早期に達成されています。

しかし、地方分権、事務移譲、町から市になり事務量の増加傾向にあります。これに対し事務の電算化や指定管理者制度の導入、嘱託、日々雇用職員の活用等によって住民サービスの向上に努められているところではありますが、私は若干、一般職の負担を懸念するところがあります。

昨年、市報9月号に掲載されました「海津市人事行政の運営等の状況について」によりますと、時間外勤務手当の平成17年度の支給実績、正確には決算見込み額ですが、4,501万2,000円、支給職員1人当たりの平均支給年額は11万2,000円であります。単純に支給実績を1人当たり年額で割ると402人分になります。同じく本年9月号に掲載されました平成18年度の支給実績、同じように決算見込み額ですが、2,726万6,000円であります。支給職員1人当たりの平均支給額は13万6,000円とあります。同じく単純に支給実績を1人当たり年額で割ると200人分になります。

この数値を見る限りでは、平成17年度においては、合併による事務整理や新市に向けての新たな事務書類の調整等の事務量の増大により、職員総がかりでの対応がうかがわれます。18年度においてはそれも一段落し、平年化されたと思いますが、時間外勤務が特定の部署に偏ったのではないかとも思われます。

平成20年度の予算編成方針の中で、時間外勤務手当は本俸の5%との取り組みですが、仮に28万8,000円の職員の場合、5%の金額は1万4,400円、1時間当たりの金額は1,661円、通常の1時間当たりの時間外勤務手当は2,076円になります。1ヵ月分の手当の予算計上金額1万4,400円を1時間当たりの手当金額2,076円で割ると、1ヵ月6.9時間分、1週間では1.6時間(96分)となります。本俸を置きかえても同じ数値、時間になりますが、前述の平均支給年額の実績ではさらに少ない金額となっています。果たして実態はどうでしょう。

部署によっては、昼間は現場管理等で庁舎外時間が多い。また、昼間は受け付け、申請審査でその日のうちに処理が必要な事務。これらはおのずから事務、書類整理は5時半以降になります。このような部署は、時間外勤務が常態化していると思います。合併前から慣例、昨今の厳しい財政事情を意識し、受け入れられているのではないかと思います。職員数の割合からいけば管理職は約30%で、手当支給対象職員約70%の職員で事務が支えられています。

時間外勤務手当の支給について、勤務命令、請求等形式的な手続はともかく、財政事情の

厳しい中、職員の崇高な気持ちによるものは慢性化、一部に偏りは疲労等が蓄積され、先々は倦怠感、あるいはミスにもつながりかねません。適正な人事管理、配置によるやる気の出る職場にしたいものであります。

その解消の方策として、私はまず特定の部署の早出遅出の時間差出勤、将来は全庁的に時間差出勤の導入を提案します。夜間、5時半以降ですが、職員の2分の1、あるいは3分の1が通常勤務となれば、手当の抑制と職員の健康管理にもつながると思います。市長のお考えをお尋ねいたします。

さらに、退庁時のタイムレコーダーの打刻時間により、手当支給対象時間のうち実際に手当が支給された時間との照合等により実態の調査、把握をされたことがありますか。また、5%予算を達成するために今後どのような取り組みをされるのか、以上3点についてお尋ねをいたします。

○議長（近藤輝明君） 飯田洋君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 飯田洋議員の御質問についてお答えします。

財政事情が年々厳しくなる中、職員の削減、事務事業の見直し、指定管理者制度の導入等、行財政の効率化を進めているところであります。また、社会情勢や行政需要の変化に対応するための職員研修を計画的に実施して、より効果的な住民サービスの向上に努めているところであります。

最初に、職員の時間外勤務についてのお尋ねですが、平田庁舎2階には下水道課と水道課が執務しており、時期的に発注等の業務が集中し、時間外勤務を行うこととなりますが、課内での応援体制等を取りながら必要最小限の時間外勤務を実施しております。

また、時間外勤務手当の支給に当たりましては、課内の業務を把握しております課長が、時間外命令承認した時間に対して支給しておりますが、職員一人ひとりが効率的な事務改善を図るとともに、事務負担を軽減するよう指導してまいります。

次に、時間差出勤についての御提言ですが、市民の皆様の各種手続のための窓口時間の延長についてはある程度の効果はあると思いますが、職員の健康管理等のため時間差出勤については、週40時間の勤務時間には変わりませんし、かえって不規則勤務になることから体調を崩す可能性もあります。

したがって、先ほどお答えいたしましたように、職員個々の事務の平準化と事務改善等を図り、事務の負担の軽減を図っていくよう努めてまいります。

以上、飯田洋議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（近藤輝明君） 再質問ございますか。

[10番議員挙手]

○議長（近藤輝明君） 10番 飯田洋君。

○10番（飯田 洋君） まず最初に、私3点お尋ねをしました。タイムレコーダーのチェックをされたことがありますかというのと、20年度の予算編成方針の中で、5%の時間外勤務手当というのは非常に厳しい金額だと私は思っております。ですから、それに対する対策はどのようなことをお考えですかということを3点、前もって文書でお尋ねをしてありますので、まずこのあとの2点について御答弁をいただきたいと思えます。

それから、早出遅出の時間差出勤、私はたまたま平田庁舎の前をよく通りますので目につくのですが、これは海津庁舎、あるいは南濃庁舎につきましても、非常に職員さんが頑張ってみえる、遅くまで電気がついておる、そういうことで申し上げましたので、お願いをしたいと思えます。

それから、この早出遅出が職員にかえて健康管理に害を及ぼすという市長の御答弁ですけれども、私は最初に提案をいたしましたときに、理由を付して早出遅出を申し上げましたのですけれども、時間外が非常に遅く、あるいはそれが蓄積されますとかえてということ、遅い場合には明るく日は若干遅く出ると。都市部については、交通渋滞を避けてということですが、こういう地域においても、何も時間差出勤は都市部の専売特許ではございませんので、ぜひ発想の転換といえますか、そういう形で将来的にはひとつお考えをいただきたいと思えます。

今のタイムレコーダーのチェックの点と、5%達成についての対策について、お答えをいただきたいと思えます。

○議長（近藤輝明君） 総務部長 菱田正保君。

○総務部長（菱田正保君） まずタイムレコーダー等のチェックでございますが、先ほど市長からのお答えの中にありましたように、時間外勤務命令、上司である課長が時間外勤務命令を出しましたものについて支払いをするものでありまして、タイムレコーダーのチェックについては、時間外勤務を命令したかどうかということは、チェックは当然いたさなければ支給できませんので、それはいたしております。

ただ、タイムレコーダーとの時間差等は当然でございます。それは、自主的に個人のスキルアップをするための勉強をしている場合もございまして、単なる通常事務のおくれということをしている場合もございまして、一概に時間外勤務手当の支給については、タイムレコーダーとの調合というのはできないものと思うわけでございます。

ただ、先般も定期監査がございました。その折にもすべての資料を出して御説明をいたしております。そのところによって、夜間の電気がついておるのは、仮に一人おっても、やはり一つだけの電気では仕事できませんので、全体のフロア全部ついていっているというのが多く

ございまして、調査しましたら、大体多いところでも20人前後おる課においても四、五人の職員が時間外勤務をしているということで、これにつきましては、先ほど市長からのお答えもいたしましたように、事務の平準化等を担当課長の方で十分検討して、平準化をいたしていきたいというふうに考えております。

それと、5%の計上でございますが、これは予算の編成方針の中に入っているものでございまして、基本的に当初予算計上には5%の時間外勤務手当の費用を計上しているということであって、それを達成するという意味ではございません。単なる計上ということでございます。ただ、来年度予算については実態と即した予算計上ということで、相当カットというんですか、実態に即した費用を計上しているということでございます。

それともう一つ、早出等といった御質問がございましたけど、いわゆる市長のお答えの中でお答えいたしましたように、週40時間というのが基本でございまして、それ以上に勤務した場合には当然時間外手当等支払するわけでございますが、ただそうなりますと、例えば職員が遅出であれば、前回やり残した仕事を夜では他の業者との連絡、また県関係、国関係との連絡もできなくなるということもございまして、今度逆に遅出の勤務をさせておいて、早く出なければいけないという状態等も出てくるわけでございます。一番肝要なのは、やはり事務の平準化、職員の個々の能力アップ、そういったことを考えて、お互いの職員が同じようなレベルで仕事ができるように、職員研修といったことも含めて実施していきたいと考えております。

○議長（近藤輝明君） 再質問ございますか。

〔10番議員挙手〕

○議長（近藤輝明君） 10番 飯田洋君。

○10番（飯田 洋君） 非常に財政厳しい折でございますので、時間外勤務手当というのは非常に厳しい考え方があろうかと思っておりますけれども、ぜひ一生懸命やってみえる職員に必要なものは払っていただきたい、そのような気持ちで質問をさせていただきました。

それから、早出遅出のことですけれども、最近、フレックスタイム制を取り入れておる市町村も新聞でも見ました。庁内的には難しいと思っておりますけれども、地方公務員法上、あるいは労働基準法上から、官庁関係にこのフレックスタイム制というのは正式な制度できないかと思うんですけれども、一部の部署によってはこういう制度も必要ではないかと。現実に取り入れておる市町村もあるということで、将来的には参考にさせていただきたいと思っております。

それからもう1点、タイムレコーダーのチェックに関連してですけれども、かつての3町時代の勤務評定票には遅刻の回数とか早退とか、あるいは健康状態という項目がありましたんですけれども、そういったことでのタイムレコーダーのチェックというのは、実際にはされておるのでしょうか。関連ですが、お願いをいたします。

○議長（近藤輝明君） 総務部長 菱田正保君。

○総務部長（菱田正保君） まず最初に、時間外勤務手当、必要なものは払っていただきたいということで、必要なものはすべて払っておりますので、誤解のないようお願いしたいと思います。

それとフレックスタイムでございますが、当然、官公庁の中でも一部しているところもございます。海津市としても、今後、窓口業務の方で、夜間業務を夜の7時、8時まで延長したり、そういったときには検討をしてみなければいけない項目だと思いますので、それについても将来的には考えていきたいと思っております。

それから、勤務評定についてのタイムレコーダー等のチェックでございますが、勤務評定は、今年度19年度から新しい勤務評定のやり方でいたしておりますので、年休とか当然あります有給休暇、必要になりますそういったもので評定するものではございませんので、一切関係ないということでございます。今しておりますのは、業績がどうかとか、それから態度がどうかとか、能力がどうかとかいう3項目で勤務評定をいたしております。職員の与えられた年次有給休暇といったことに対する範囲内の休暇については、評価は取り入れていないということでございます。

---

◇ 堀 田 みつ子 君

○議長（近藤輝明君） 続きまして、2番 堀田みつ子君の質問を許可します。

〔2番 堀田みつ子君 登壇〕

○2番（堀田みつ子君） それでは、議長の許可を得ましたので、2項目にわたってお尋ねしたいと思います。

まず1項目めとしては、子育て支援についてお尋ねしたいと思います。

昨年よりテレビ、新聞等で取り上げられ始めた格差社会の問題も、世間一般に広く知られるところとなり、「ワーキングプア」「ネットカフェ難民」「介護難民」などの言葉を耳にすることが多くなりました。どの世代にも言えることですが、特に子育て世代では経済的に十分とはいいがたいのではないのでしょうか。それは市で実施した調査結果からも読み取れるところだと思います。

海津市総合開発計画のための調査・アンケートの中に、「子育て支援などに関しては今後どのような対策が必要だと思いますか」という質問があります。その答えに、「子育て家庭の経済的な負担の軽減」が52.5%で第1位、「働く人の育児休暇等援助、保護制度の充実」が48.6%で第2位、「保育サービス、留守家庭児童教室の充実」が36.8%で第3位となっております。

そこで、アンケートの結果なども踏まえ、次の点について尋ねたいと思っております。

1点目に、新年度予算の意見交換会では明言されませんでしたので、経済的な負担軽減の一つとして子供の医療費無料化の充実について質問の通告をさせていただきました。今回、医療費の無料化を通院・入院とも3歳引き上げる条例改正が議案として提出されております。関係部署の皆さんには大変御苦労さまでございます。保護者の方にも喜んでいただけたと思います。

なお、今後のことですが、県によっては財政難を理由に子供の医療費無料化制度を後退させ、有料化する計画があることなどを聞き及びますと、多少の心配も頭をよぎります。そこで、海津市では、今後財政難を理由に後退することがないように、また計画的に通院の医療費も入院と同様に義務教育終了まで充実していただきたいと思っております。

2点目には、育児休暇等援助、保護制度の充実も要求として非常に高い割合を示しております。総合開発計画の中の子育てしやすい就労環境の整備促進では、子育て中の親が仕事と子育てを両立できるよう、育児休業制度の普及、定着を促進するとともに、労働条件の改善、働き方の見直しについて事業主への啓発に努めます。また、出産や育児などにより退職した女性の再就職の支援など、雇用環境の整備を促進しますとうたっております。「まず隗より始めよ」とも言いますので、事業主への啓発に努めるために、市として非正規職員が産休、育休を取得できる体制を整えていけないものではないでしょうか。

3点目には、保育サービス、留守家庭児童教室の充実についてでございます。

保育士の不足から、一時保育を受けられなかったという声をお聞きしました。専門的な人材の確保等、努力していると言われますが、市報で募集中のお知らせをよく見かけることから、難しいことは推察できます。そこで、労働条件や給与などを、高山市や恵那市など県内の他市の例も参考にしていかがいでしょうか。また、留守家庭児童教室の充実では、対象を小学校6年生までにできないかお尋ねしたいと思います。

続いて2項目めとして、特定健診、特定保健指導の後期高齢者医療制度への影響等についてでございます。

後期高齢者医療制度は、昨年6月に医療改悪法に反対する署名が約2,000万人分も国会に届けられる中、自民・公明の与党が審議を打ち切り、強行採決を繰り返して成立したものです。

ことしの7月の参院選で大敗した与党は、健康保険の扶養家族の人から新たな保険料徴収を6ヵ月から9ヵ月延期する、70歳から74歳の高齢者の医療費窓口負担を1割から2割に引き上げることを1年延期する、自己負担限度額の引き上げを1年延期することなど、しばらく凍結する案を検討しているようです。1年延期などという凍結案では、結局凍結が解け、実施されてしまうでしょう。

医療保険は年齢で区切るべきではないと、日本共産党は後期高齢者医療制度の実施の中止

を求めています。しかし、現時点で中止になっていない以上、後期高齢者医療制度の問題点を6月定例会でも取り上げましたが、その後の状況や、さらには次の点も尋ねたいと思います。

来年4月からは、医療保険者は40歳から74歳の被保険者を対象として、糖尿病その他の政令で定める生活習慣病に関する健康診査である特定健康診査を実施することになります。そして、その結果により、健康の保持に努める必要がある者に対して、動機づけ支援や積極的支援などの特定保健指導も必要となります。

さらに先のことはありますけれども、特定健康診査の実施率、特定保健指導の実施率や、平成20年と比べた平成24年度時点でのメタボリックシンドロームの該当者及び予備軍の減少率などの目標達成状況をもとに、後期高齢者医療支援金の加算・減算がされることにもなります。

これまで国保では、健診等の実施主体ではありませんでした。現在でも生活習慣病健診の受診率は37%弱であり、受診率を上げるためにどのような対策を講じていかれるのかお尋ねしたいと思います。今年度までの担当課との連携はどのようになっておりますでしょうか。また、健診の結果をもとに保健指導をしていかなければなりません、保健師、管理栄養士等の人材をどう確保していかれるのか、お尋ねしたいと思います。

以上の2項目に対して、御答弁をよろしく願いいたします。

○議長（近藤輝明君） 堀田みつ子君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 堀田みつ子議員の御質問にお答えいたします。

1点目の、子育て支援策としての子供の医療費の無料化についてのお尋ねですが、当市では現在、乳幼児等の医療費の助成を入院は小学校6年生まで、通院は小学校3年生までを対象として行っておりますが、県の補助制度は就学前までとなっており、就学後の医療費の助成にかかわる財源はすべて一般財源で賄うこととなり、対象年齢の引き上げには多額の財源を要することになります。

しかしながら、海津市総合開発計画にも掲げておりますが、子育て支援の充実を図り、安心して子供を産み育てることができるよう環境づくりを行ってまいります。来年度予算編成の枠組みの中で、諸施策とのバランスを考慮しながら財源を確保し、平成20年4月1日より対象年齢を引き上げるため、本定例会に係る条例の改正案と事務経費の補正予算を提案いたしております。なお、改正案では、入院について中学校3年生まで、通院については小学校6年生までと対象年齢を引き上げることとしております。

次に、事業主への育児休業制度等の労働条件の改善についてのお尋ねですが、市の臨時職

員は非常勤嘱託職員と日々雇用職員があり、非常勤嘱託職員には無給の産前・産後休暇及び生後1年に達しない子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合の育児時間を休暇として与えることができるようになっております。しかし、日々雇用職員については、制度上、日々雇い入れるものであり、2日以上雇用する場合に、あらかじめ日々更新する予定時期を定めて雇用するものであります。したがって、当市における雇用の形態から見ますと、育児休業制度については該当しないものですが、今後、他市町村の状況を参考に検討してまいりたいと思っております。

また、保育士の労働条件や給与を他市の例を参考にしてはとのお尋ねですが、当市の幼稚園教諭及び保育士は1時間当たり890円から965円と定めておりますが、他市町村では800円から1,000円程度であり、市職員の給料水準と比較しても決して低いものでないと考えております。

次に、留守家庭児童教室の対象年齢の引き上げについてのお尋ねですが、留守家庭児童教室は放課後児童健全育成事業としての対象児童を、児童福祉法で小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図ることと定めてあります。当市では、幼稚園児から小学校3年生までを対象に事業を実施しておりますが、今後、対象年齢の引き上げについては、教室の空き状況や環境整備状況を考慮しながら検討してまいります。

2点目の特定健診、特定保健指導の後期高齢者医療制度への影響についてのお尋ねですが、現在、新しい医療制度の後期高齢者医療制度につきまして、広域連合と協力して準備作業を進めております。

最初の6月定例会以降の状況につきましては、まず後期高齢者医療制度で新たに保険料を負担することになります被用者保険の被扶養者の方の保険料負担は、制度加入から2年間均等割のみとし、5割軽減措置を講ずることとされていましたが、さらに平成20年4月から9月までの半年間はこれを徴収せず、10月から平成21年3月までの半年間は、均等割額を9割軽減することが与党プロジェクトチームにより取りまとめられたところであります。

賦課限度額は50万円に決定され、保険料額につきましては、広域連合におきまして1人当たり平均年額保険料7万5,593円の見込みが示されました。均等割額は3万9,310円、所得割率は7.39%に決定され、努力義務となっています保健指導を国が示す必須項目の範囲内で行うことになり、市が広域連合から委託を受けて実施することになります。

次に特定健診、特定保健指導の受診率を上げるための対策でございますが、この健診・指導は、生活習慣病の予防のため医療保険者に義務づけられたもので、目標実施率を定めることとなります。その実施率向上のためには、健診・保健指導の対象者がみずから受診する意識を持つことが最も重要なことであり、継続的な広報啓発活動をし、全対象者に受診券を送

付し、受診を呼びかける必要があると思っております。

また、受診機会の確保の観点から、一般外来者と同様、今年度より余裕を持った期間で、健診日時を決めずに身近な医療機関で受けていただけるような方法により、受診率向上に取り組んでまいりたいと考えております。

最後の市の取り組み体制につきましては、特定健診は市民課で、特定保健指導は健康課で行い、保健師、管理栄養士等の人材確保につきましても、互いに連携を保ちながら推進してまいります。

以上、堀田みつ子議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（近藤輝明君） 再質問はございますか。

〔2番議員挙手〕

○議長（近藤輝明君） 2番 堀田みつ子君。

○2番（堀田みつ子君） それでは、子育て支援についてでございますけれども、本当に今回の条例改正で大変御苦労さまでございます。

皆様方にも本当に喜んでいただけるかと思いますが、先ほども申し上げましたように、財政難でどの領域も聖域はないというふうで見直して、子育て支援も、そして福祉のところも切り捨てられていくというのが最近の傾向でございますので、せっかく今回頑張っているから、財政難をというようなことがないように、腹を据えていただいていると思いますので、よろしくお願いいたします。

それと非正規職員の方、本当に続けていきたい。たまたまその方はちょっとお話をお伺いしたことがあるんですけども、ぜひともここに来てくれというふうに呼ばれた方なんだそうですけれども、お子さんができて、先ほども申されたのですけれども日々雇用だったということもあって、休暇にはならなかったというふうに聞いております。じゃあ日々雇用の方はそのまま日々雇用のままかということをお思いますと、形態として、臨時の非常勤の嘱託とか、そういう形態をアップして雇い入れるということは、本人が望めばできるものなのかどうかということと、例えば日々雇用の場合でも、ある程度、もう一度雇い直していこうという気持ちでいるのかどうか、そういうことも含めてお尋ねしたいと思います。

たまたま臨時職員の場合は、大垣なんかでも産前・産後、そして育休もありまして、3割でしたか、保障されるというようなことを聞き及んでおりますので、そこら辺のところも含めて考えていただくということと、保育士のことなんですけれども、先ほど言われた1,000円ぐらいとかというようにしたことでしたけれども、倍とまではいきませんが、1.5倍とかというところが結構何件かありますし、羽島市なんかは1,390円というふうに時間給の高いところもございます。なかなか保育士というのは大変な仕事だものですから、一般事務職よりも集まりにくいというふうで、そうやって高く設定してあると聞いておりますので、その辺

も考慮していただいてこの先検討をお願いしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（近藤輝明君） 総務部長 菱田正保君。

○総務部長（菱田正保君） 日々雇用につきましては、海津市の場合、先ほどの答弁の中でも一日一日の契約を毎日更新するという形態でございますので、休暇というのがあまりなじまないということもございます。ただ、議員おっしゃられた特殊な資格、そういったものの方につきましては、育児があけたときに、また公募したときに応募していただければ、条件を整えばまたその職務についていただくことは可能でありますので、お願いしたいと。

それと、日々雇用から正規職員等につきましては、やはり正職員を採用するときには公募でいたしますので、その公募条件、年齢といったものに合致すれば、そういったときに応募していただくと。日々雇用であるから優先的に正職員に採用されるということはありませんので、よろしくをお願いしたいと思います。

それともう一つ、保育士につきましてはの時間給でございますが、私どもが調べましたら、大野町とか安八町とか、恵那市なんかは先ほど申しました範囲内で、810円ぐらいから1,000円ぐらいということでございました。羽島市については調査をいたしておりませんが、先ほどの答えの中で、市の職員の給与が県下四十数町村ある中で下から2番目という非常に低い水準の中と考えますと、日々雇用の職員さんの給料につきましては、日額につきましてはそんなに他市町村と比較して劣っているものではございませんので、そういった点で御理解をいただきたいと思っております。

〔2番議員挙手〕

○議長（近藤輝明君） 2番 堀田みつ子君。

○2番（堀田みつ子君） 当然、日々雇用とかできないというふうに言われるとは思いますが、今、子育てしながらとか、子供を産んだときでも仕事について、そしてどちらもやっていけるようにしていこうという世の中の流れの方向もありますので、ただ単にそのときに募集してくればよいというふうではなく、本当に1年後に雇用するというか、お願いしたいというような、そのぐらいのことを考えていただきたいと思っております。

それと、留守家庭のことなんですけれども、これは今、留守家庭だけじゃなくして空き教室を使ったトワイライト教室だとか、そういうようなことも今後考えられていくのではないかなと思うんですけれども、そちらの点をぜひとも、行政は縦割りというふうなことを言われてしまうところなんです、そこを教育課の方としっかり連携をとっていただくこととか、それと教室もですけれども、指導員の方とかというようなことも難しい中で、対象年齢を広げていけないというのもあると思うものですから、全部が全部ボランティア頼りというふうなことでは問題だと思うんですけれども、そちらの方との連携というんですか、ただ直接ボランティアの方に声をかけるというよりも、一つの大きなところで、たまたま社会福祉協議

会でボランティアの方を取りまとめていただいていますのでそちらとの連携を深めるとか、そちらのこともお願いしたいと思います。

後期高齢者と特定健診のことなんですけれども、まず特定健診の方の生活習慣病健診は、今たしか1,500円でしたよね、受けるために。この特定健診の方は、自己負担というのとはどういうふうに考えられているのでしょうか。

それと、この37%を実際に65%ぐらいまで引き上げなくてはならないというものですから、本当に取り組みますというだけでは困るものですから、それこそまず受診するための費用もある程度低く抑えていくということも一つ必要なことかと思っておりますので、そこの辺のところはどうなっているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（近藤輝明君） 児童福祉課長 平野敏君。

○市民福祉部児童福祉課長（平野 敏君） 留守家庭の運営につきましては、議員のおっしゃられるように、今後、教育委員会の方とか社協の方と連携しながらやっていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（近藤輝明君） 市民課長 伊藤恵二君。

○市民福祉部市民課長（伊藤恵二君） ただいまの堀田議員さんのお尋ねでございますが、まず特定健診の自己負担につきましては、関係の病院、医師会等との協議の中で考えてまいりたいと思います。

そしてまた受診率を65%までに上げると、そうしなければ後期高齢者の支援金で加算・減算がされるということでございます。65%までに上げるということは非常に至難のわざであるろうと思いますが、この目標に向かいまして、あらゆる方法を用いまして受診率アップに努めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

〔2番議員挙手〕

○議長（近藤輝明君） 2番 堀田みつ子君。

○2番（堀田みつ子君） すみません、一つ忘れておりました。

後期高齢者のことなんですけれども、保険料滞納者に対して保険証を取り上げると、資格証明書を出したりとかということ、6月の定例会では当然滞納しているからというふうに言われましたけれども、実際に滞納したいわけではないけれども苦しいからというような場合には、そういうときでも資格証の発行ということを考えてみえるのでしょうか。それだけお聞きして終わりたいと思います。

○議長（近藤輝明君） 市民課長 伊藤恵二君。

○市民福祉部市民課長（伊藤恵二君） ただいまの後期高齢者医療制度におきます資格証の関係でございますが、高齢者の医療の確保に関する法律の中で、資格証は発行するという事になっております。

しかしながら、資格証明書につきましては、滞納してみえる方の納付勧奨ということがありますし、それから被保険者間の公平性を確保すると、そして、制度に対する信頼を維持していくという目的がございます。この趣旨にのっとりまして事務は進めてまいりたいと思いますが、ただ滞納しておみえになる方、それぞれいろいろな事情があろうかと思えます。それにつきまして、納税相談等をさせていただく中で判断してまいりたいと思えます。

○議長（近藤輝明君） ありがとうございます。これをもって一般質問を終結します。

ここで午前10時45分まで休憩といたします。

（午前10時28分）

○議長（近藤輝明君） 休憩を閉じ、再開いたします。

（午前10時45分）

◎報告第13号 平成18年度海津市土地開発基金の運用状況に関する書類の提出についてから認定第17号 平成18年度海津市羽沢財産区会計決算の認定についてまで

○議長（近藤輝明君） 日程第4、報告第13号から日程第33、認定第17号までの30議案を一括議題とします。

市長より報告並びに提案理由の説明を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） それでは、提出いたしました諸議案につきまして御説明申し上げます。

最初に、報告第13号 平成18年度海津市土地開発基金の運用状況に関する書類の提出について御説明申し上げます。

平成18年度海津市土地開発基金の運用状況について、地方自治法第241条の規定により報告するものであります。

基金総額10億4,201万5,979円で運用しておりまして、内訳は土地6万79平方メートル、（7億3,009万7,270円）、現金3億1,191万8,709円となっておりますが、18年度中に217平方メートル（84万4,683円）を一般会計で買い戻しをいたしましたので、土地が減となり、現金が増となりました。

詳細につきましては、基金運用状況に関する書類及び監査委員の審査意見書を別冊1によりそれぞれ提出しております。

続きまして、補正予算案件9件について、順次その概要について御説明申し上げます。

初めに、別冊2の議案第76号 平成19年度海津市一般会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出にそれぞれ1億4,293万3,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ

れ156億1,790万9,000円とするものであります。

歳出の主なものといたしまして、総務費の総務管理費では、来年度から実施します霧島市との職員交流事業の赴任旅費、宿舍借り上げ料として41万2,000円、土地開発基金保有の土地の買い戻しに3,555万4,000円、各庁舎初め施設に大垣ケーブルテレビを利用した緊急地震速報端末40台の購入費102万9,000円、南濃地区に設置してありますハイブリッド街路灯LED修繕工事費346万5,000円、統計調査費では、住宅土地統計調査事業を行うため34万2,000円を計上いたしました。

民生費の社会福祉費では、福祉医療費の乳幼児等市単独分の年齢拡大等に対応する福祉医療システム改修委託料等に584万7,000円を計上いたしました。

教育費の中学校費では、養南中学校と城山中学校の統合による生徒体操服等の購入費、城山中学校駐輪場の設置費、学校備品の移転作業委託料等として997万7,000円を計上いたしました。

諸支出金の基金費では、各基金利子の増分と公共施設整備基金に市未利用地を処分しました土地売却分の積み増しを含め、積立金6,414万8,000円、特別会計費では各特別会計の繰出金の追加及び減額により2,215万9,000円を計上いたしました。

歳入につきましては、県支出金で市町村合併支援交付金1,000万円、振興補助金700万円、住宅・土地統計調査委託金31万8,000円を財産収入としまして、基金預金利子2,028万7,000円、土地売払収入4,329万5,000円を、繰入金で老人保健特別会計繰入金2,387万1,000円を追加、また減債基金2億円を減額し、前年度繰越金2億3,816万2,000円を計上いたしました。

次に、議案第77号 平成19年度海津市海津苑運営特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出にそれぞれ6,000万円を減額し、補正後の予算を8億1,144万4,000円とするものであります。

補正内容につきましては、指定管理者への委託に伴う光熱水費、委託料等の減額4,032万円、施設改修に伴う備品購入費の減額1,468万円、補助金返還金の減額500万円を計上いたしました。

歳入につきましては、入場利用料5,892万5,000円、市町村合併支援交付金4,000万円、一般会計繰入金107万5,000円をそれぞれ減額し、施設指定管理者納付金200万円、海津苑改修事業債3,800万円を追加し、計上いたしました。

次に、議案第78号 平成19年度海津市南濃温泉水晶の湯運営特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出にそれぞれ150万円を減額し、補正後の予算を1億6,472万円とするものであります。

補正内容につきましては、施設の委託料及び入湯税の減額150万円を計上いたしました。

歳入につきましては、入場者数の減少により入場利用料1,766万9,000円を減額し、財政不

足分を一般会計繰入金1,350万円及び前年度繰越金266万9,000円を追加するものであります。また、源泉井戸修繕工事を20年度にかけて実施する予定で、債務負担行為の追加をお願いいたします。

次に、議案第79号 平成19年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出にそれぞれ45万円を追加し、補正後の予算を2,875万円とするものであります。

補正内容につきましては、扶養手当の増、給与改定による人件費の増により45万円を計上いたしました。

歳入につきましては、一般会計繰入金300万円を減額し、前年度繰越金345万円を充てるものであります。

次に、議案第80号 平成19年度海津市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出にそれぞれ6,011万円を追加し、補正後の予算を37億9,176万円とするものであります。

補正内容につきましては、被保険者証の送付郵便料等229万1,000円、月報・年報のシステム入れかえ委託料等229万9,000円、医療費の増加による退職被保険者等療養給付費5,300万円、平成20年4月より特定健康診査を実施するためのシステム構築委託料252万円を計上いたしました。

歳入につきましては、国民健康保険税5,004万6,000円を減額し、国庫負担金1,428万8,000円、療養給付費交付金5,000万円、県支出金3,896万円、一般会計繰入金347万8,000円及び前年度繰越金の343万円を財源として充てるものであります。

次に、議案第81号 平成19年度海津市老人保健特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出にそれぞれ3,207万8,000円を追加し、補正後の予算を30億1,707万8,000円とするものであります。

補正内容につきましては、18年度分精算による支払基金交付金及び県支出金の返還金820万7,000円、一般会計繰出金2,387万1,000円を計上いたしました。

歳入につきましても、18年度精算に伴う支払基金交付金及び国庫支出金で1,910万5,000円を計上し、不足分を前年度繰越金1,297万3,000円で充てるものであります。

次に、議案第82号 平成19年度海津市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出にそれぞれ5,630万円を追加し、補正後の予算を21億8,082万4,000円とするものであります。

補正内容につきましては、施設介護サービス給付費等の増加により、保険給付費5,630万円を計上いたしました。

歳入につきましては、国庫支出金を270万円減額し、支払基金交付金2,131万6,000円、県

支出金690万円、一般会計繰入金925万6,000円と介護給付費準備基金からの繰り入れ985万2,000円を計上し、不足分を前年度繰越金1,176万6,000円で充てるものであります。

次に、議案第83号 平成19年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計補正予算（第2号）及び議案第84号 平成19年度海津市介護老人福祉施設事業デイサービスセンター特別会計補正予算（第2号）につきましては、給与改定に伴う人件費の不足分をそれぞれ予備費からの組み替えを行うものであります。

続きまして、条例案件5件について、その概要を御説明申し上げます。

議案第85号 海津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、今年度の人事院勧告では民間の給与が国家公務員で0.35%、県職員では0.07%上回ったことにより、一般職の職員の給与に関する法律等が改正され、より地域情勢を反映し、県人事委員会の勧告に準じ改正するもので、主な内容は、若年層の本給を4月からの引き上げと、勤勉手当0.05月の引き上げ及び来年4月より子等に係る扶養手当支給額を500円引き上げるものであります。

議案第86号 海津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、健康保険法等の改正により、老齢等年金給付を受けている被保険者である世帯主の保険税の徴収方法が、普通徴収から特別徴収にかわるもので、平成20年4月1日から施行するものであります。

議案第87号 海津市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例につきましては、現在、乳幼児等医療費の助成につきまして、入院は小学校6年生まで、通院は小学校3年生までを対象としておりますが、平成20年4月1日より、入院に係る医療費助成を中学校3年生まで、通院に係る医療費補助を小学校6年生まで引き上げるものであります。これにより、子育て段階における医療費の個人負担を軽減し、安心して子供を産み育てることができるよう、子育て支援に寄与するものであります。

議案第88号 海津市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例につきましては、海津市南濃町地内中学校適正配置等の基本方針に基づく整備計画により、平成20年度に養南中学校と城山中学校を統合し、平成26年度より養南・城山統合中学校と南濃中学校を統合することに伴い改正するものであります。

議案第89号 海津市水道事業給水条例の一部を改正する条例につきましては、合併時に旧町で異なっていた水道料金を統一するため、水道料金等審議会に諮問し、その答申を受けまして、水道料金及び水道利用加入金の改正をするものであります。

次に、議案第90号 西南濃粗大廃棄物処理組合規約の一部を改正する規約につきましては、現在、組合議員のうちから選任されることになっております監査委員2人について、組合議員及び識見を有する者それぞれ1人を、管理者が組合の議会の同意を得て選任することに変更を行うものであります。

議案第91号 工事請負契約の締結につきましては、学校給食センター建設工事の請負契約について、去る11月29日に11社による指名競争入札の結果、株式会社土屋組と9億6,285万円で契約するものです。

次に、決算認定案件について御説明申し上げます。

平成18年度海津市一般会計及び特別会計の決算について、その概要を御説明申し上げます。別冊1をごらんください。

認定第5号 平成18年度海津市一般会計決算におきましては、歳入決算額は161億1,438万245円、歳出決算額は149億6,708万5,042円で、歳入歳出差引額は11億4,729万5,203円ですが、東江、大江、今尾小学校耐震補強事業において、平成19年度に繰越明許をしておりますので、その財源を差し引くと実質収支は11億3,370万9,203円となりました。

認定第6号 平成18年度海津市海津苑運営特別会計、認定第7号 平成18年度海津市南濃温泉水晶の湯運営特別会計、認定第8号 平成18年度海津市クレール平田運営特別会計、認定第9号 平成18年度海津市月見の里南濃運営特別会計、認定第10号 平成18年度海津市住宅新築資金等貸付事業特別会計、認定第11号 平成18年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計、認定第12号 平成18年度海津市国民健康保険特別会計、認定第13号 平成18年度海津市老人保健特別会計、認定第14号 平成18年度海津市介護保険特別会計、認定第15号 平成18年度海津市下水道事業特別会計、認定第16号 平成18年度海津市駒野奥条入会財産区会計及び認定第17号 平成18年度海津市羽沢財産区会計におきましては、12特別会計全体の歳入決算額は121億8,706万7,632円、歳出決算額は118億1,908万7,981円で、介護保険特別会計において介護保険システム改修事業費を平成19年度に繰越明許をしておりますので、その財源を差し引くと実質収支は3億6,575万3,651円となっております。

以上、決算認定案件13件につきましては、別冊3により各会計における平成18年度主要な施策の成果等説明書、及び別冊4においてそれぞれ監査委員の審査意見書を付しておりますので、御認定賜りますようお願い申し上げます。

以上、提出いたしました議案につきまして提案理由を御説明申し上げましたが、何とぞよろしく御審議いただきまして、適切な御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（近藤輝明君） 報告並びに提案理由の説明が終わりましたので、これから順次質疑・採決を行います。

なお、報告第13号の平成18年度海津市土地開発基金の運用状況に関する書類の提出については、地方自治法第241条の規定による報告ですので、質疑・採決はいたしません。

それでは、議案第76号から議案第89号までの14議案について、順次質疑を行います。

初めに、議案第76号 平成19年度海津市一般会計補正予算（第3号）についての質疑を許可します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 2番 堀田みつ子君。

○2番（堀田みつ子君） 財産管理のところでの緊急地震速報端末は、各それぞれの施設に置くということですね。ちょっと聞き漏らしましたので、それをお願いします。

あと、問題はこの新エネルギー推進事業のハイブリット街路灯の内容なんですけれども、山除川のところのハイブリットのことだと思うんですけれども、そのバッテリーとかも七、八年ぐらいでかえなくてはいけない状況で、今回のこれというのは、ナトリウム灯をそうじゃないのかえていくということでしたでしょうか、ちょっとそこら辺のところを。

それと、この後バッテリーもかえていかななくてはいけない、それからいろいろと問題も出てくると思うんですけれども、そこら辺のところもちょっと詳しく説明をお願いしたいと思います。

○議長（近藤輝明君） 総務部長 菱田正保君。

○総務部長（菱田正保君） 緊急地震速報端末でございますが、40台、これは現時点で大垣ケーブルテレビが引き込んである施設を対象にいたしております。

学校についてはほとんど網羅されております。庁舎につきましては、南濃庁舎が当初からケーブルテレビが加入されていなかったものですから、これについては一番簡単な方法で取りつけていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（近藤輝明君） 企画部長 横井五月君。

○企画部長（横井五月君） ハイブリット街路灯の修繕でございますけれども、御指摘のように、ハイブリットの街路灯は南濃町の山除川、それから中部の方にさぼう遊学館の方に向かっていく分、それから北部の方のみかげの森から258号線へ向かっていく分と3カ所に分かれてそれぞれ配置されておまして、そのほかにもありますが全部で100基あるわけですし、今回上げております部分はナトリウムランプ型の分でございます。57基あるわけでございますけれども、ナトリウムランプからLEDの形にかえさせていただくということでございます。

すべて修繕の考えも持っておりましたのですけれども、この事業は補助事業でございますので、風車型は耐用年数17年、ソーラー型は耐用年数15年という期間がございます。できましたのが平成13年度と平成14年度の2カ年に分かれて行っておりまして、今回修繕させていただきましては13年度に実施した分でございますが、まだ耐用年数は過ぎておりませんので補助金返還が生ずるということで、修繕に移らせていただくという考えでおりますが、バッテリーにおきましては耐用年数13年というふうに聞いておりますので、今回なぶらせていただきます分はランプとインバーターの関係の部分だけでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（近藤輝明君） 他にございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（近藤輝明君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

次に、議案第77号 平成19年度海津市海津苑運営特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許可します。

〔発言する者なし〕

○議長（近藤輝明君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、議案第78号 平成19年度海津市南濃温泉水晶の湯運営特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許可します。

〔発言する者なし〕

○議長（近藤輝明君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、議案第79号 平成19年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許可します。

〔発言する者なし〕

○議長（近藤輝明君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、議案第80号 平成19年度海津市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許可します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 9番 山田勝君。

○9番（山田 勝君） 国保に関しまして、6,000万余りの追加ということの伸びについて、もう少し具体的に説明をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それから、47ページの現年課税分が大幅な減ということで、どういうことからこういった減になるのか、それもあわせて御説明いただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（近藤輝明君） 市民福祉部長 佐藤博章君。

○市民福祉部長（佐藤博章君） それでは、御質問に御答弁させていただきます。

まず6,000万円ほどの増額でございますが、この主なものにつきましては、退職者医療費の療養給付費が伸びております関係で、ページで申し上げますと50ページでございますが、療養諸費の1目の退職被保険者療養給付費が5,300万円、今回増額させていただいて、6億5,036万8,000円でございます。そんな関係で、この部分が大半を占めております。

それと、47ページの一般被保険者の国民健康保険税の減額でございますが、これにつきましては、税率等前年度と同額にいたしておりますので、その関係で当初予算と比較しましてこれだけの税が徴収できないということで減額をさせていただくものでございますので、よろしくお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 9番 山田勝君。

○9番（山田 勝君） そういったことは、この退職者に5,300万という大きく伸びた数字が書いてあるわけですけど、当初からこんなことはわかっておらなかったのかということも含めて、急に降ってわいたような感じにするわけですが、そのあたりについても説明をしていただきたいと思います。

○議長（近藤輝明君） 市民課長 伊藤恵二君。

○市民福祉部市民課長（伊藤恵二君） 山田議員さんのお尋ねでございますが、6,011万と大変大きな補正額でございます。

特に、歳出におきます退職被保険者療養給付費5,300万円の補正増でございますが、これにつきましては、当初これほどの診療報酬の伸びを予想をしておりませんでした。現在、4月以降10月末までの7ヵ月間の実績が出ました。その実績に基づきまして年額を計算しまして、医療費、診療報酬が不足をするというふうに判断をいたしましたので、今回補正をさせていただくものでございます。

そして、保険税の7,304万6,000円の減額でございますが、これも4月から10月までの実績が出ております。これだけの収入はもう見込めないというふうに思います。これにつきましては、当初予算におきます歳入の過大見積もりであったかと、このように反省をいたしております。

○議長（近藤輝明君） 他にございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（近藤輝明君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、議案第81号 平成19年度海津市老人保健特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許可します。

〔発言する者なし〕

○議長（近藤輝明君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、議案第82号 平成19年度海津市介護保険特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許可します。

〔発言する者なし〕

○議長（近藤輝明君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、議案第83号 平成19年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許可します。

〔発言する者なし〕

○議長（近藤輝明君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、議案第84号 平成19年度海津市介護老人福祉施設事業デイサービスセンター特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許可します。

〔発言する者なし〕

○議長（近藤輝明君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、議案第85号 海津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許可します。

〔発言する者なし〕

○議長（近藤輝明君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、議案第86号 海津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての質疑を許可します。

〔発言する者なし〕

○議長（近藤輝明君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、議案第87号 海津市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許可します。

〔発言する者なし〕

○議長（近藤輝明君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、議案第88号 海津市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例についての質疑を許可します。

〔発言する者なし〕

○議長（近藤輝明君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、議案第89号 海津市水道事業給水条例の一部を改正する条例についての質疑を許可します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 2番 堀田みつ子君。

○2番（堀田みつ子君） 1点だけなんですけれども、確かに合併のときに3年経ったら見直しをするというふうなことは決められてきたことなんですけれども、その中で今回一気に上げてしまう、一気に全部同じ料金にしてしまう。せめて段階的に引き上げということは考えられなかったのか、その辺のところだけを教えていただきたいと思います。

○議長（近藤輝明君） 水道環境部長 館尋正君。

○水道環境部長（館 尋正君） それでは、堀田議員の御質問にお答えします。

段階的という御意見も審議会等のときにもございましたが、何分合併協定書の方にも3年後に適正な価格を定めて統一するとうたってございましたので、御存じのように、今一般会計から多分に補助金をいただいて運営しております関係で、ここで一気に言ったらおかし

いのですが、統一するという事で御答申もいただきましたので、このような単価でお願いしたいと思っております。

○議長（近藤輝明君） 他にございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 17番 星野勇生君。

○17番（星野勇生君） 今回の給水条例の一部改正について、先ほど堀田議員もおっしゃっていましたが、合併協議の承認事項であるということは私自身も受けとめておりますが、料金改正の目的が非常にあいまいだと思います。

以前に、2年間の担当部署での作業内容についてお尋ねをしまいましたが、単に料金の統一のみというような雰囲気でした。結果的には何ら対応をしていなかったのではなかったかと。そんな現状を踏まえて、それぞれ市長、副市長、担当課にお尋ねを申し上げます。

市長には、平成19年10月2日、審議会の答申を受けられました。それを尊重して、本定例会に条例の提案をされたと認識いたしておりますが、その経緯のうちで、高料金対策激変緩和措置を講ずることについて検討をされたか、どうでしょうか。

二つ目が、平成19年第3回定例会において、企業会計の審査意見書に触れさせていただきました。その折、調査を行っておりますので、結果が出たら報告するという御答弁をちょうだいしておりますが、その進捗状況についてお答えをちょうだいしたいと思います。

続いて副市長さんには、公営企業法の第3条、4条、17条、21条のそれぞれの解釈について御見解をちょうだいしたいと思います。

もう1点は、この給水条例の前段に水道事業の設置等に関する条例がありますが、その持つ意味を御説明ください。

担当課におかれましては、平成18年度決算における年間有収率が77.52%となっております。岐阜県の平均と全国平均をお示してください。

この中にもありましたが、経営の基本原則である経済性についての考え方、もう一つは、合併協の使用料については、3年後に適正な価格に統一となっております。加入金については、たしか完結をいたしておったと記憶しておりますが、その辺で今回の見直しの項目になった経過について、御報告を賜りたいと思います。

以上、とりあえずお願いを申し上げます。

○議長（近藤輝明君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 第1点目でございますけれども、先ほど先生も御発言がありました、3年後に見直すと。そういうことは承知しているというお話がございました。現実的に、三つの町がそれぞれ違った水道料金で来ておりましたので、3年後に見直しをさせていただきます。

たいといったことで審査をしていただきました。

その中でいろいろ御議論があったと思いますけれども、その答申を尊重させていただいて、今回お願いをさせていただくということでございます。

それから2点目の、ちょっと聞き取れなかったんですが、どういう御質問でありましたでしょうか、進捗状況と申しますのは。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 17番 星野勇生君。

○17番（星野勇生君） 19年の第3回定例会の折に、水道事業会計の決算認定がございました。その折に、いわゆる有収率の問題で、一つの例を持ち上げまして調査をしてくれんかと。いや、担当では今調査中ですのでというお答えを踏まえて、市長はその調査の結果について御報告を申し上げるといってお約束をちょうだいしております。その現況の進捗状況の御報告を求めているわけでございます。

○市長（松永清彦君） 有収率を上げるということにつきましては、担当課も努力をいたしておりますので、担当部長より御報告を申し上げます。

○議長（近藤輝明君） 水道環境部長 館尋正君。

○水道環境部長（館 尋正君） 今、夜間等の使っていないときの状況の数値のチェックとか、末端のドレンの抜き忘れのない箇所とか、それといろいろ市民の皆様から水漏れ等の状況等の情報をいただきまして、そういうところの早急の修理等を、今注意しながら進めているところでございます。

○議長（近藤輝明君） 副市長 水谷敏行君。

○副市長（水谷敏行君） 地方公営企業法並びに水道設置条例についての御質問でございますが、私、その条文をそらで覚えていることは到底不可能でございますので、条文を見た上でないとお答えはできかねます。現時点で手元に条文を持っておりませんので、後ほど条文を見た上で答弁させていただきたいと思っております。

○議長（近藤輝明君） 水道環境部長 館尋正君。

○水道環境部長（館 尋正君） 有収率の関係で、全国平均と県平均という質問でございましたが、ちょっと私、手元に資料を持ち合わせておりませんので。

○議長（近藤輝明君） 水道課長 日比正廣君。

○水道環境部水道課長（日比正廣君） 全国平均の数値を、私も手元に今資料を持ち合わせておりませんが、県平均の数値は持っております、岐阜県では82.2%が県の平均でございます。

○議長（近藤輝明君） 水道課長 日比正廣君。

○水道環境部水道課長（日比正廣君） それと、水道加入金の改正の関係なんですが、議員さ

んおっしゃられますように、合併協では特に加入金については触れてはいないのですが、3町合併にあわせて一番低い料金で統一されてきた経緯がございまして、料金改正にあわせて、今回提案しております5万2,500円に改正させていただきたい旨を審議会で御審議願ひ、改正が妥当であるという答申をもらいまして、改正していきたいと考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 17番 星野勇生君。

○17番（星野勇生君） 市長、1点目の高料金対策と激変緩和措置を、答申をいただいたときから条例制定の提案をするまでにどう検討されたのか、されていなければされていないとお答えいただければ結構です。

それから二つ目の経過については、当時お答えをいただいたのと全く同様であります。当時の会議録をもう一度お読みいただいて、経過の御報告をちょうだいしたいと思います。

それから副市長さんには、公営企業法については、当然おっしゃるとおりです。私は前段を、議案をもらってその条項について検討をさせていただきました。

しかしながら、給水条例を設置する場合に、その前段である事業の設置条例が記憶にない、これはおかしいんじゃないかと思います。設置条例の中には、南濃、平田、海津と事業認可を受けるためのシステムが書いてあります。それに基づいて今回一本化をするということでしたら、この改正も実は必要ではないか、そういう疑問に立つてのお尋ねでございます。現在の考え方でよろしゅうございます。当然、この後委員会付託をちょうだいするように聞いておりますので、委員会での審議の過程での話でも結構かと思ひます。

担当課におかれましては、経営の基本原則とその経済性についての考え方については、御答弁をちょうだいしておりません。

それから、見直し項目については、当然、合併協の方針に従って料金改正をすると。最低の加入金を定めておった。これはそうじゃなくて、以前の合併協ではこの方針で行こうとして完結をしておったということではなかったかなあと。だから、定めたことを急にここに来て何で改正する理由があるのか。この料金にして、財政計画上、1万5,000円プラス消費税では計画が成り立たんという判断の上かどうか。こういった経済性をどうお考えか、それをお尋ねしておるわけでございます。両方あわせてお答えください。

○議長（近藤輝明君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 審査をしていただく過程の中で、いろんな御意見が出たというふうに聞いております。その結果、ああいう答申を賜りましたので、その答申を尊重させていただきたいと願うものでございます。

また、有収率の経過の報告につきましては、後日また議会の先生方にお届けさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（近藤輝明君） 副市長 水谷敏行君。

○副市長（水谷敏行君） いずれにしても、うろ覚えの状態です。答弁させていただくのはやっぱり慎んだ方がよろしいかと思っておりますので、条文を検討した上で、今、星野議員がおっしゃるように、委員会の席でも御答弁をさせていただきたいと、そのように思っております。

○議長（近藤輝明君） 水道課長 日比正廣君。

○水道環境部水道課長（日比正廣君） 経営の考え方を少しお話しさせていただきます。

水道事業は、当然、御承知のように企業会計で運営しております。そこで、企業会計では、その経営に伴う収入をもって運営するというのが当然原則になっておりまして、現状では一般会計から助成いただきながらの運営を現在しておりまして、そういった助成額の占める割合等も県下では大きくもっている市でございますので、そこら辺も御審議願ひ、料金を審議していただいていた経緯がございます。

また、加入金につきましても、そういった運営状況等考えまして、星野議員おっしゃられますように、合併当時はその時点での額を定めていただいておりますが、3年経過してきて、加入金についても見直しをして額アップを図ったかどうかという考え方を御審議願ひ、今回の答申ということになってきた経緯がありました。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 17番 星野勇生君。

○17番（星野勇生君） 副市長、また委員会、もしくは私自身が理解できるような御報告をちょうだいしたい。いわゆる本会議場での私の発言でありますので、この本会議での答弁をちょうだいすることが前提条件となっております。そんなことを踏まえて、よろしくお願ひを申し上げます。

先ほど市長は尊重されましたが、尊重されたことに異論があるわけではありません。加入金も使用料も含めて、大きく変わる地域があります。それを踏まえて、どういう検討をされたかと、それをお尋ねしたわけです。

実は私の手元に、平成16年1月に日本水道協会が各合併市町へ方針として出してあります。その中で、この中にも激変緩和等々について触れてあります。この冊子を御一読ください。特に、国でも総理大臣が激変緩和という言葉が既に発してあります。それは何のためにするか。合併の特例、お金だけじゃなくて、こういった使用料金のことに触れての対策ですので、その辺一読いただきまして、委員会での御質疑の中でもし御答弁いただければ幸いかと思います。よろしくお願ひします。ありがとうございました。

○議長（近藤輝明君） 他にございませぬか。

〔発言する者なし〕

○議長（近藤輝明君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

お諮りします。ただいま質疑を行いました議案第76号から議案第89号までの14議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 異議なしと認めます。よって、議案第76号から議案第89号までの14議案は、議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託することに決定しました。なお、審査は12月20日までに終了し、議長に報告をお願いします。

続きまして、議案第90号 西南濃粗大廃棄物処理組合規約の一部を改正する規約についての質疑を許可します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 9番 山田勝君。

○9番（山田 勝君） こういった組合議員の中から、いわゆる監査委員が2人選出されておったことが変わるということで、学識というか識見を有する者ということで、一般からも監査委員をということであるわけだが、これについてはなぜこういうふうに変えられていくのか。何か不都合が生じたから、やはり一般からというようなことになったのか、そのあたりを、この変更理由について御説明いただきたいと思いますので、お願いします。

○議長（近藤輝明君） 水道環境部長 館尋正君。

○水道環境部長（館 尋正君） 山田議員さんの御質問にお答えします。

組合の方は御存じのように8市町でやっておりますが、過日、大垣市さんはいろいろほかにも協議会なんかをやってみえるそうですが、その中で、組合議員さんだけでやってみえるのがこの粗大だけだったというようなことでありまして、大垣市の副市長さんがお気づきになられまして、どうだろうかということで御提案があつて、内部的にあれされてこのようことになったということをお聞きしております。

○9番（山田 勝君） ありがとうございます。終わります。

○議長（近藤輝明君） 他にございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（近藤輝明君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 異議なしと認めます。これから議案第90号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 異議なしと認めます。よって、議案第90号 西南濃粗大廃棄物処理組

合規約の一部を改正する規約については、原案のとおり可決することに決定しました。

続きまして、議案第91号 工事請負契約の締結についての質疑を許可します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 9番 山田勝君。

○9番（山田 勝君） これは指名競争入札ということで、9億6,285万円ということですが、これは消費税が入っておるのかいないかということと、それから競争入札に参加された業者は何社かということ。それから、一番高値で入れられた業者は幾らであったか、あるいはこの9億6,000万の土屋組のすぐお隣はどの金額であったかということもあわせて御質問させていただきますので、教えていただきたいと思います。お願いします。

○議長（近藤輝明君） 教育総務課長 渡辺良光君。

○教育総務課長（渡辺良光君） 山田先生の御質問についてお答えさせていただきます。

途中半ばで質問がすべて聞き取れておりませんので、わかる範囲でお答えさせていただきますので、足りない部分はまた後ほど教えていただきたいと思います。

まず、11社で指名の方をさせていただきますと、市内の4社と7社の市外、大垣、岐阜近郊の業者さんをお願いいたしました。

入札でございますが、一番最安値は当然土屋組さんで、税抜きで9億1,700万でございます。一番の高値というか、一番大きかった数字といたしましては、古川・堀田・田中経常建設共同企業体さんの、これは税抜きで9億5,700万でございます。それから、土屋組さんの次の2番札でございます。こちらにつきましては、大橋組さんの、税抜きで9億2,700万でございます。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 9番 山田勝君。

○9番（山田 勝君） ぼつぼつとで申しわけないけど、11社、一遍聞かせてもらえませんか。

○議長（近藤輝明君） 教育総務課長 渡辺良光君。

○教育総務課長（渡辺良光君） それでは、11社でございますが、順番に読まさせていただきます。

まず市内でございますが、渡辺組さん、それから材半建設さん、近藤建設さん、それから古川・堀田・田中経常JVさん、それと伊藤工務店さん、5社です。先ほど4社と申し上げましたが、申しわけございません、市内は5社でございます。それから市外でございますが、内藤建設さん、土屋組さん、それから岐建さん、それから宇佐美組さん、西濃建設さん、大橋組さん、以上の6社でございます。先ほど、市内を4社と申しましたが、5社でございます。よろしく願いいたします。

○議長（近藤輝明君） 他にございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

- 議長（近藤輝明君） 17番 星野勇生君。
- 17番（星野勇生君） 山田議員がお尋ねをされましたので、そのことについてではなくて、今、情報開示が進んでおります。それぞれ市町は、入札結果を一覧表でもう既に配付をしておるやに聞いておりますが、このことについて、市長の考え方としては、今後どうされる予定でございましょうか。
- 議長（近藤輝明君） 財政課長 福田政春君。
- 総務部財政課長（福田政春君） 今現在、入札結果につきましては、当財政課の窓口におきまして、閲覧によりまして公表をいたしております。
- 議長（近藤輝明君） 市長 松永清彦君。
- 市長（松永清彦君） 申しわけございません、配付と申しますと、どこへ配付をするんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

- 議長（近藤輝明君） 17番 星野勇生君。
- 17番（星野勇生君） こういった議案を提出する場合に、添付資料として一覧表がつけられているというのが全国的な動きと聞いておりますが、その辺のお考えをちょうだいしたいと思います。
- 市長（松永清彦君） 私は、閲覧してありますのでそれで十分かと思っておりましたけれども、そういったことが全国的に進んでおれば、それも検討させていただきたいと思います。
- 議長（近藤輝明君） 他にございせんか。

〔挙手する者あり〕

- 議長（近藤輝明君） 2番 堀田みつ子君。
- 2番（堀田みつ子君） 今、一覧表の配付を検討ということなのであれなんですけれども、積算価格とか予定価格とかというのを、せっかくですので今教えていただければと思います。それと、せっかくこういう建設工事をしてつくられていくわけですから、5,000食を超える給食を取り扱う施設であるというふうなことで、衛生面には当然考えられた施設になってくるでしょうとは思っています。当然そういうことでしょうけれども、万が一のときの対応ということを考えて、こういうような契約を締結というふうな運びにしてきたのか。例えば、食中毒が出たときどうしていくかとか、そういうようなことも含めて、全部考えられての契約にこぎつけられてきたのかどうかという、そこをお願いします。
- 議長（近藤輝明君） 教育総務課長 渡辺良光君。
- 教育総務課長（渡辺良光君） 設計価格につきましては、申し上げるべきではないのかなあというふうに思いますので、予定価格は業者の方に示しております。そういったことで公表

はさせていただきますので、御報告は申し上げます。

税抜きで9億5,900万、税込みで10億600万余になろうかと思っています。これが予定価格として示させていただきながら、業者の方に御入札をしていただいたというものでございます。

続いて、食中毒の絡みのお話でございますが、今回、建築に当たりましては、従前から話ししておりますように、厨房機器と建物が一体となって初めて効果が発生するという形の中で、昨年来ですけれども、設計コンペというような形で業者を選定させていただきながら厨房も決めさせていただいて、設計の方を積み上げてまいったということでございます。

そういったことで、食中毒が起きたという想定ではなくて、起こさないような仕組みをいかに財政厳しい中で取り進むかという部分について、業者提案を含めながら我々職員、給食センター関係者等々と詰めさせていただいたというもので、将来にわたって食中毒が起きたということでどうこうという部分ではなくて、起こさないような、そういうような施設づくりに努めてまいったということで、その成果というか、設計をもとに今回発注の方をさせていただいたというものでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 18番 藤田敏彦君。

○18番（藤田敏彦君） この契約ですが、工期についてはうたっていないけれども、何年何月とか、そういうことは決まっておるのでしょうか。

○議長（近藤輝明君） 教育総務課長 渡辺良光君。

○教育総務課長（渡辺良光君） 工期につきましては、本会議で御決定いただいた日を契約日といたしまして、最終を21年、再来年の2月末を予定しておるところでございます。約1年3ヵ月ぐらいの工期という形になろうかと思っております。よろしくお願ひいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（近藤輝明君） 2番 堀田みつ子君。

○2番（堀田みつ子君） 設計価格を公表できない理由というのが今一步よくわからないんですけども、それと結局は、それは当然、万が一のことがないようにというのが当然なんですけれども、何か起きたら、じゃあもうみんなそれぞれお弁当を持っていってもらおうよというような感じにしか聞こえないものですから、そこら辺、これだけ5,000食も取り扱うような施設をつくっていくのですから、本当にどうするのかなあというのが一番、すぐにじゃあお弁当を持ってきなさいよというような対応が本当にいいのかどうかというのを少し懸念しているわけで、その部分も含めてまた今後考えていっていただきたいなあと思いますので、お願ひいたします。

○議長（近藤輝明君） 他にございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（近藤輝明君） 17番 星野勇生君。

○17番（星野勇生君） 契約については異議を申し立てるつもりはありませんが、今、工期について発表がありました。

本年度、いわゆる平成19年度当初予算のうち、施工の金額約20%という当初説明がありました。この20%がこの時期をもってでき得るのかどうか。あわせて債務負担が起こしてありますが、その変更については考えはありませんか。よろしくお願いします。

○議長（近藤輝明君） 教育総務課長 渡辺良光君。

○教育総務課長（渡辺良光君） 出来高の関係で、当初予算の折に2割ということで予算の方を組ませていただきました。

今回ですけれども、総額が決まった部分、それとあと工期的なことを考えながら業者の方と、業者といっても厨房とか設計だとか、いろんな関係で確認いたしましたところ、やはり20%は難しいということが判明してまいりましたもので、3月の段階でこの予算額で決定という形になりますので、3月の段階で、補正で出来高に合わせるような形で減額の方をさせていただきながら、変更をかけていきたいと思っております。

あわせまして、それに伴いまして、初年度というか20年度予算でございますけれども、債務負担にかかわる工期分ということで、20年度分の予算についてもその額に合わせるべく予算の方を上げていくということにしておるところでございます。

なお、債務負担の額につきましては、一応契約に当たりまして、どれだけの契約になるかというのも含めて債務負担の限度額ということで枠設定をさせていただいておることでございますので、財政課等から御指示があればまた考えますが、現段階では、私の方としては債務負担の総額を変えるというようなことは考えてございません。よろしくお願いいたします。

○議長（近藤輝明君） 他にございませんか。

[発言する者なし]

○議長（近藤輝明君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近藤輝明君） 異議なしと認めます。これから議案第91号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近藤輝明君） 異議なしと認めます。よって、議案第91号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決することに決定しました。

ただいま議案審議の途中ではありますが、ここで午後1時まで休憩をいたします。

(午前11時58分)

---

○議長（近藤輝明君） 休憩を閉じ、再開します。

(午後1時00分)

---

○議長（近藤輝明君） 午前中の議案第89号の質疑における星野議員からの副市長への質疑に対して、副市長より答弁されますので、よろしくお願いをします。

副市長 水谷敏行君。

○副市長（水谷敏行君） 午前中の星野議員の御質問に答弁させていただきます。

御質問の趣旨がいま一つはっきりわかりかねておりますが、基本的には、地方公営企業法のおっしゃられた条文等から、現在の海津市の水道設置条例の給水区分の見直しをしなくてもよいかという御趣旨ととらえてよろしゅうございますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 17番 星野勇生君。

○17番（星野勇生君） 逆質問されると非常に困るので、法の解釈と水道事業の設置等に関する条例の判断を副市長からお願いできればそれでいいんです。

○議長（近藤輝明君） 副市長 水谷敏行君。

○副市長（水谷敏行君） では、今申し上げましたとおりの解釈とさせていただきます。

基本的に、料金が統一されれば、水道事業として三つの水道事業をこういった形で上げていくのは、やはりいろんな憶測を呼ぶ可能性もありますし、報道の関係からも好ましくないであろうというふうに考えております。これにつきましては、料金が統一された段階で西濃保健所と協議の上、要するに海津市の区域というような形で条文改正をしていく方向で現在検討をしております。

法の趣旨等につきましては、原理原則のことが書かれてありますし、当然、地方公営企業として独立採算の道を歩んでいくために能率的な方法で水道事業を経営していくというのが当然のことです。そのような形で今後進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（近藤輝明君） 続きまして、ここで認定第5号から認定第17号までの各会計の決算審査の結果につきまして、監査委員の報告を求めます。

監査委員 福井恭平君。

〔監査委員 福井恭平君 登壇〕

○監査委員（福井恭平君） それでは、監査委員によります平成18年度海津市一般会計、12の

特別会計の歳入歳出決算及び基金の運用についての審査の結果を御報告申し上げます。

去る10月10日から12日に、会計諸帳簿、証拠書類等の照合など通常実施すべき審査を慎重に行いました。その結果、審査に付されました平成18年度海津市一般会計決算、平成18年度海津市海津苑運営特別会計、平成18年度海津市南濃温泉水晶の湯運営特別会計決算、平成18年度海津市クレール平田運営特別会計決算、平成18年度海津市月見の里南濃運営特別会計決算、平成18年度海津市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算、平成18年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計決算、平成18年度海津市国民健康保険特別会計決算、平成18年度海津市老人保健特別会計決算、平成18年度海津市介護保険特別会計決算、平成18年度海津市下水道事業特別会計決算、平成18年度海津市駒野奥条入会財産区会計決算、平成18年度海津市羽沢財産区会計決算の13会計及び平成18年度海津市土地開発基金の運用状況は、関係諸帳簿の各計数と符合しており、誤りのないものと認めました。

なお、審査意見書をお手元に配付いたしましたので、ごらんいただきたいと思います。

以上で審査結果の報告といたします。よろしくお願いをいたします。

○議長（近藤輝明君） 監査委員の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

最初に、認定第5号 平成18年度海津市一般会計決算の認定についての質疑を許可します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 6番 永田武秀君。

○6番（永田武秀君） 私も決算特別委員ですので細かいことは聞きませんが、基本的な決算の流れについてちょっとお尋ねをいたします。

まず、このすべての決算書というのは、当然平成18年度の予算で執行されたものであると思いますので、要するに19年3月末日までに事業が完了して、そして出納閉鎖期間の19年の5月いっぱいには支払い等がすべて完了したものがここに決算書として計上されておるかどうか、これは確認でございます。多分そうだとおっしゃるんですけど。

それからもう一点は、要するに事業の完了というのは、具体的に言えば、例えば建物は、きょうも出ておりました海津苑のような場合、その事業の完了はどういった形で認定していくのか。あるいは物品を買った場合の納品のものだとか、あるいは物をつくるための成果品、こういったものの認定はすべて事業完了、つまり3月31日なら31日までに完了しておいて、それで請求があって支払いが発生して、最悪でも5月31日までに支払いが終わったものという形で処理されておるものかどうか、そういったようなこと。

それから、当然こんなことはないと思うんですけども、事業が完了していなくて代金が払われる場合、例えばさっき出ておりました債務負担行為が起こしてあるとか、あるいは明許繰り越し等がある場合は、当然そういうことはあり得るのかなあというふうに思いますけ

れども、それ以外の例外的なものが会計上存在するのかわからないのか、その点をひとつ。これは執行部というより、会計管理者並びに会計監査員の事務局長さんに、決算認定でございませので、そのあたりの見解をお尋ねいたしたいと思います。

○議長（近藤輝明君） 会計管理者 谷君。

○会計管理者（谷 芳和君） ただいまの御質問の件について、お答えをさせていただきます。

お手元に配付してございます海津市決算書、平成18年度ということでございます。これにつきましては、平成18年度に完了しましたすべての事業について載せておるものでございます。

収入について、収入を3月31日までに調定をしたもの、支払いについては3月31日までに支払いの権利が確定したものでございます。いわゆる2ヵ月間の出納猶予期間というのは当然ございまして、収入についても調定は3月31日以降5月31日までに収入をしたものでございます。支払いについても同じことございまして、それまでに検査により確定したものに付きまして、支払いが当然4月、5月にずれ込んでくる場合がございます。これにつきまして、5月31日までに支払いを完了したのものについて、決算という形で載せさせていただいております。

それから事業の完了はということでございますが、これにつきましては、会計課の方の統一事項でございますけれども、物品等については納品をし、検収が終わった段階が事業の完了でございます。事業につきましては、完成届が出て完成検査が終わった、いわゆる完成届が出て完成検査の調書が回ってきます。当然ついております。その完成検査の検査調書で判断をさせていただいたところが事業の完了となります。したがって、そこから請求が発生して支払いということになるわけでございます。

次に、繰り越し分のある件でございますが、この繰り越し分といいますのは、当然明許繰り越しが存在する部分については繰り越しとなります。ですから、3月31日までにできた部分の出来高払いが完成になりまして、それ以降の分については、明許繰り越しで繰り越された場合には次年度の事業というふうになります。そういう形でこの決算書は上げさせていただいております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（近藤輝明君） 6番 永田武秀君。

○6番（永田武秀君） ありがとうございます。

要するに、明許繰り越しということは、議会で明許繰り越しの議案が出て、予算の中で承認されたもの以外は任意に明許繰り越しということはないという解釈でいいかどうかと。

それからもう一つ、これは勉強のためにお尋ねしておるのですが、「検収」という言葉を言われたんですけど、検収というのはどういう意味のことかなあと。

それからもう1点、僕はいつも思っておるのは、事業の完了と、あるいは製品を納められた場合と、当然その請求は発生しますが、僕はこの監査審査意見の中で何でもこういう質問をしておるかという、審査意見書の中に「おおむね」という言葉が使っているものですから、おおむねというのは一体どういう意味なのかなあと。そういった点が表裏的に、審査の結果という、ページでいうと2ページだけ、上から4行目で「正確であると認めた。また、予算の執行及び関連する事務処理はおおむね適正に行われているものと認めた」ということでありますので、おおむねということは大体という日本語なんですけど、これはそういう表現をするのが慣例かとは思いますが、そういったものが多少裁量権があつて認められるものなのかということも含めて、事業完了と監査の最終的な認定、このあたりの関係がどういうふうになっておるか。

つまり、代金は払ったと。払ったことは間違いありませんけども、当然支払い日も書いてあるのであれですけど、それと事業の完了との関連性はどういうふうに監査上確認されていくのかというようなことが、私はちょっと疑問に思ったものですから、率直にこの決算書を否定するとか、そういう意味じゃなくて、そういう観点から、もう一遍、谷管理者からお答えをいただきたいというふうに思っております。

○議長（近藤輝明君） 会計管理者 谷芳和君。

○会計管理者（谷 芳和君） 再度の御質問でございますが、まず繰り越し分の御質問でございますけれども、これは繰越明許という手続を踏んだものについては繰り越しをしておりますが、それ以外の部分について繰り越しをしたということではございません。あくまでもその年度で事業を完結して、支払いを済ませております。

それから、検収というものでございましたが、これはお役所用語でございまして、工事というならば検査でございます。物品の納入を検査したとき、それから検査までに至らない、いわゆる事務消耗品等、これらの購入について一応請求書に基づいて物品等の数を検査するという、間違いなく10個買ったなら10個あるか、発注したものと間違いがないか、これを請求書、納品書と照らし合わせて間違いがないというふうに判断をし、そこに印として検収という形の中でその日付を付し、検査者の印を押していくのを私どもでは検収というふうに呼んでおります。

それから、最後の方でちょっと御質問が長くてなかなか理解できなかったのですが、おおむね適正に行われているものと認めたと、こういうふうにここにはございますが、事務処理については適正に計数をきちっと上げさせていただいております。したがって、昔からおおむね8割というふうには言われておりますけれども、この決算書の計数については適正にきちっと処理をさせていただいたというふうに認識をさせていただいております。以上でございます。

○議長（近藤輝明君） 他にございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（近藤輝明君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、認定第6号 平成18年度海津市海津苑運営特別会計決算の認定についての質疑を許可します。

〔発言する者なし〕

○議長（近藤輝明君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、認定第7号 平成18年度海津市南濃温泉水晶の湯運営特別会計決算の認定についての質疑を許可します。

〔発言する者なし〕

○議長（近藤輝明君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、認定第8号 平成18年度海津市クレール平田運営特別会計決算の認定についての質疑を許可します。

〔発言する者なし〕

○議長（近藤輝明君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、認定第9号 平成18年度海津市月見の里南濃運営特別会計決算の認定についての質疑を許可します。

〔発言する者なし〕

○議長（近藤輝明君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、認定第10号 平成18年度海津市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定についての質疑を許可します。

〔発言する者なし〕

○議長（近藤輝明君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、認定第11号 平成18年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計決算の認定についての質疑を許可します。

〔発言する者なし〕

○議長（近藤輝明君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、認定第12号 平成18年度海津市国民健康保険特別会計決算の認定についての質疑を許可します。

〔発言する者なし〕

○議長（近藤輝明君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、認定第13号 平成18年度海津市老人保健特別会計決算の認定についての質疑を許可します。

[発言する者なし]

○議長（近藤輝明君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、認定第14号 平成18年度海津市介護保険特別会計決算の認定についての質疑を許可します。

[発言する者なし]

○議長（近藤輝明君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、認定第15号 平成18年度海津市下水道事業特別会計決算の認定についての質疑を許可します。

[発言する者なし]

○議長（近藤輝明君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、認定第16号 平成18年度海津市駒野奥条入会財産区会計決算の認定についての質疑を許可します。

[発言する者なし]

○議長（近藤輝明君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、認定第17号 平成18年度海津市羽沢財産区会計決算の認定についての質疑を許可します。

[発言する者なし]

○議長（近藤輝明君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第5号から認定第17号までの13議案について、6人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、お手元に配付してあります議案付託表のとおり当委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近藤輝明君） 異議なしと認めます。よって、認定第5号から認定第17号までの13議案については、6人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査をすることに決定いたしました。

お諮りします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により議長において指名いたします。

指名する決算特別委員を議会事務局長から発表させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（伊藤久義君） それでは、6名の決算特別委員を発表いたします。

堀田みつ子議員、西脇幸雄議員、永田武秀議員、浅井まゆみ議員、藤田敏彦議員、渡辺光明議員、以上でございます。

○議長（近藤輝明君） お諮りします。ただいま指名いたしました諸君を決算特別委員に選任

することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました6名の諸君を決算特別委員に選任することに決定いたしました。

ただいま決算特別委員会に付託しました議案につきましては、12月20日までに審査を終了し、議長に報告をお願いします。

次に、11月22日、受理しました請願につきましては、会議規則第132条第1項の規定により、お手元に配付いたしました請願文書表のとおり文教福祉委員会に付託しますので、よろしく願いいたします。

なお、審査は12月20日までに終了し、議長に報告をお願いいたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（近藤輝明君） 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでございました。

（午後1時25分）

上記会議録を証するため下記署名する。

平成19年12月11日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

